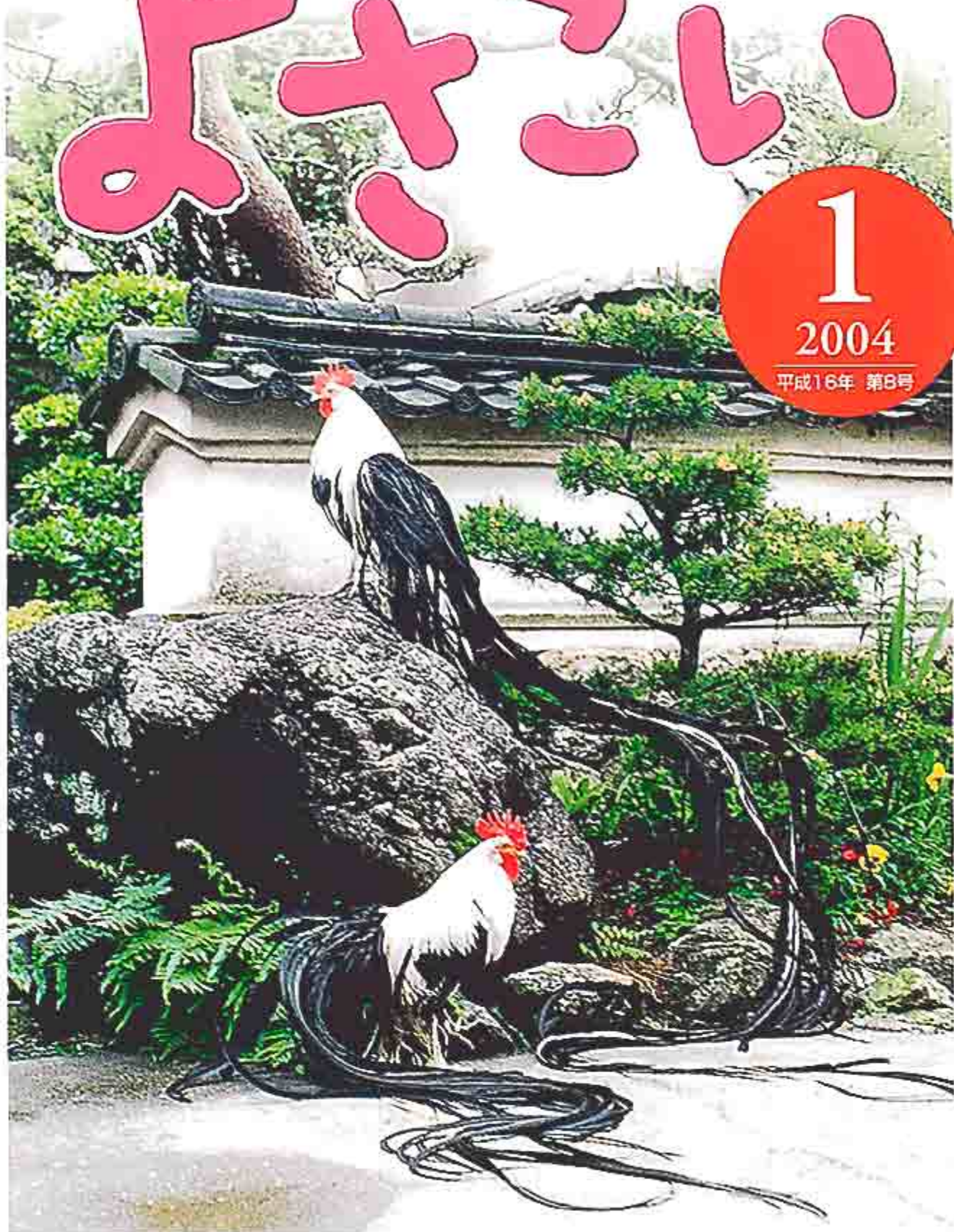


よたこい

1

2004

平成16年 第8号



■年頭所感 高知産業保健推進センター所長 鈴木 秀吉	1
■新年のご挨拶 高知県医師会会長 村山 博良	2
■新年のご挨拶 高知県健康福祉部長 吉岡 芳子	3
■土佐打刃物職人の安全と健康を考える 高知産業保健推進センター相談員 甲田 茂樹	4
■PCと労働 ～相談と指導の経験から～ 高知産業保健推進センター相談員 坪崎 英治	6
■高知産業保健推進センター相談員一覧	9
■産業看護の現場から 日本銀行高知支店 保健師 大塚 美佐	10
■重症急性呼吸器症候群(SARS)について 高知県衛生研究所	12
■行政情報 石綿含有製品の使用など、原則禁止 ～改正労働安全衛生法施行令の概要～	14
■地域センター活動の紹介 高知地域産業保健センター コーディネーター 小松 美男	15
■トピックス 高知県産業安全衛生大会開催 「小規模企業の経営者ための産業保健マニュアル」を作成! 心の健康相談を始めました 高知県地域労使就職支援機構 健康づくりフェア開催	16
■産業医学研修会・産業保健セミナーのご案内	19



表紙写真について 「長尾鶏」

南国市藤原を原産地とする特別天然記念物のオナガドリは、ギネスブックやマスコミを通じ、世界的にも知られている希少種。

年頭所感 2004年を迎えて

21世紀に入ってもう4回も新年を迎えたことになり
ます。世紀の変わり目は何か大きな期待と夢が膨ら
む節目となり、新たな展開が期待される3年間でした
が、日本の経済はまだ多くの分野と局面で厳しい状
況にあり、それが産業保健活動の停滞する言い訳
にされているようであります。しかし、産業経済活動
が活発であろうとなかろうとそれを支えるのはそれ
ぞれの場面で役割を果たす人であり、そこで働く
人、一人一人の健康と労働意欲と創造的閃きが
産業を支え、発展させる基本的必要条件であります。

現在全国的な産業保健の大きなテーマとなっ
ている例として、経済活動のグローバル化にともなう深
刻な状況のなかで生まれてきた課題である長時間
労働を柱とした「過重労働」問題、そして深刻な雇
用状況や新たな労働負担や労働ストレス等を柱と
した「メンタルヘルス」問題があります。いずれも正
常な労働生活を障害するのみならず、過労死とい
われる心筋梗塞や脳血管障害や自殺等致命的な
結果をもたらすこともある健康障害問題として厚生
労働省も対策に力を入れています。

「21世紀の日本では、すべての勤労者が、身体的・
精神的・社会的に良好な状態を維持・増進でき、安
全で健康的な職場環境において、その労働能力を
最大限に発揮し、生き甲斐と満足感を持って働け
る社会の実現が求められる。そのためには、それを
目指した事業場あるいは行政のこれまで以上の取
り組みが必要であるが、その基礎となる労働衛生
研究が、産業現場における労働衛生上の課題とそ
の動向の的確な把握の上で、効果的に展開される

ことが必須である。」
この文章は4年前に
厚生労働省が発表し
た「21世紀の労働衛
生研究戦略協議会報
告書」の初めの部分
にあります。すなわち、
われわれに当てはめ

れば産業保健を推進する役割を担っている我々関
係者は第一に「勤労者が良好な健康状態を保持
して、安全で健康的な職場環境の中で労働能力を
最大限に発揮し、生き甲斐と満足感をもって働くこ
とができる。」ことを目標としなければなりません。第二
にそのためには高知県においては高知県の産業
保健の現状と課題をできるだけ多くの英知を集め
て多角的に的確に把握し、具体的に明らかにする
ことです。第三にその課題を具体的に解決するた
めに、産業保健の専門家集団・関係団体と医師会
と県・市町村行政機関と事業主・経営者団体と労
働団体および労働行政機関等の勤労者の健康に
関係しているできるだけ多くの団体・組織を結集して、
それぞれが持つ特性を生かして組織的に取り組む
ことが必要であります。

高知産業保健推進センターは上に示しました目
標を目指して、心を新たにして一層努力する決意で
あります。そのためには産業保健専門家集団、医
師会、県市町村行政機関、事業者団体、労働団体、
労働行政機関等の関係団体の組織的なご理解と
ご協力が必須であります。



高知産業保健推進センター
所長

鈴木 秀吉

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

旧年11月の総選挙では、民主党の躍進、与党の過半数獲得等により二大政党制が現実味を帯びてきたと歓迎する論調もあります。しかし生活者の感覚としては、経済成長の兆しがあるとはいえ、相変わらずの厳しい世相の中での越年であったと思います。

働く人々も、リストラにおびえ、企業倒産の陰に泣き、サービス残業で心身をすり減らし、自殺者も年間3万人を超えるという深刻な事態が続きます。その上、老後の備えとして頼りにしていた年金制度も改変の渦中にあります。

政府は改革と称して、痛みを国民に押しつけ、國の明日を照らす希望の灯火を掲げる事が出来なっています。

最後のセーフティ・ネットである皆保険医療制度にも優勝劣敗の競争原理を導入すれば効率的な、質の高い医療が提供出来ると夢想しております。

産業保健の領域でも、そうした事態が起こっておりまして度重なる企業内災害もベテラン管理者のリストラが大いに関係していると言われております。こうした厳しい環境のもと、勤労者の保健活動の充実が今こそ切実に期待されているところであります。各「地域産業保健センター」や「高知産業保健推進センター」との連携強化が望まれる所以であります。特に中小規模事業所の多い本県ではその感が一層高い訳であります。

幸い、労働基準行政はもとより県行政においても、地域保健と産業保健の一体的な推進に取り組む施策を取っておりますので今後の発展を祈っているところであります。

医師会といたしましても、産業保健の推進は大切な地域社会活動と位置づけ、産業医部会を中心として取り組んでいるところであります。

昨年本県で第47回中国四国合同産業衛生学会が盛大に開催され、また、高知産業保健推進センターが開設された一昨年の平成13年春には第74回日本産業衛生学会が開催されるなど産業保健の最新情報と接する機会が増えてきたことなどにより、本県の産業保健に対する理解も深まって参りました。

本年はこうした機運にのりまして、その中核となります「高知産業保健推進センター」のますますのご発展を祈念し、年頭のご挨拶といたします。



高知県医師会会長
村山 博良

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

長く続いた経済不況もようやく明るい兆しが見えはじめました。本格的に景気が回復し、幸い多い年になりますよう祈るばかりです。

県では、本年度から県政の重要課題に4つの柱を立てて取り組みを進めていますが、そのひとつに「子ども、高齢者、障害者が暮らしやすい地域をつくる」があります。

急速に進行しています少子・高齢社会への対応が急がれているのです。

国においても、介護保険制度の創設や、地域福祉への取り組み、公的年金制度の見直しなど、これからの少子・高齢社会を見据えた改革が進められています。

財源を国に大きく依存しています本県では、「三位一体の改革」が進められますと、財政的には厳しい状況が見込まれますが、反面、地方の自由度が増してくるメリットがあります。そのメリットを活かして、高齢化率の高い本県の実情にあった「健康長寿県づくり」を一層推進したいと思っています。

取り組みの目指す方向として

- ・健康づくりへの積極的な支援
- ・地域支え合いの仕組みづくり
- ・安全・安心のある生活

を掲げていますが、一言でいえば、「共に支えあいながら、健康で、安心して地域で暮らすことができる」

ということになるでしょうか。

その実現のために特に急ぐ課題として、健康づくりへの支援があります。

全国平均を大きく上回っています老人

医療費や介護保険料を縮小していくことは大きな課題ですが、なにより健康寿命あってこそ幸せな生活が過ごせようというものです。

そのためのひとつとして、介護予防対策をこれまでのように事業ごとではなく、その人にとって何が重要かという視点で組み立て直そうとしています。

介護予防のためには壮年期からの健康づくりが欠かせません。このために職域での検診の充実は極めて重要ですし、その結果を地域につないでいくことも、ぜひ実現させたいことのひとつです。

三位一体改革で地方の自由度は増してくるといっても、財政規模の縮小が避けられない状況のなかでは、「なにが県民にとって大事か」をしっかりと見極めながら、こうしたことを一つ一つ積み重ねていくことで、明日の健康につなげていきたいと考えています。

本年もどうぞよろしくお願いたします。



高知県健康福祉部長
吉岡 芳子

土佐打刃物職人の 安全と健康を考える



高知産業保健推進センター相談員

甲田 茂樹



昨年夏、高知県の代表的な地場産業である土佐打刃物の職場に入り、調査をする機会に恵まれた。土佐打刃物の歴史は古く鎌倉時代に遡り、江戸時代に土佐藩の森林資源の確保や新田開発の新興政策に伴い、農業林業用打刃物の需要が拡大し、土佐打刃物は本格的に重要な産業として発展していったが、現在では、近年の製造業における生産工程の合理化や中国などの安価な労働力を用いたコストダウンの影響により、土佐打刃物の生産量は伸び悩んでいる。土佐打刃物は伝統的な工法を受け継ぐため、職人気質が強く、仕事も親方から弟子への伝承、親から子供へ、という形で引き継がれるが、きつい労働現場や不景気のため、後継者のなり手も徐々に減り続け、多くの生産者は少人数で事業を行い、職人の年齢も高齢化してきている。

この土佐打刃物の職人の安全と健康の課題に対応するため、大学・保健所・市町村・産業保健推進センターが協力して、環境診断調査・作業環境測定・健康調査を昨年夏に実施した。職場に入る糸口は高知県土佐刃物連合協同組合と協議し、加盟組織59事業所中生産工程を有する41事業所を対象とし、30事業所(73.2%)と組合非加盟7事業所を訪問した。



環境診断と作業環境測定の結果、打刃物の生産工程においては、幅射熱を伴う高温ストレス、騒音、粉塵、鉛、有機溶剤などの危険有害要因が存在し、許容基準を超える曝露に作業者が曝されていることが明らかになった。とりわけ、粉塵環境は、もたらされる疾病（塵肺）の深刻さを考慮すると、早急に有効な改善対策を講ずる必要があると考える。



さらに、健康調査からは、職人の約半数は60歳以上の高齢者であり、必然的に、様々な生活習慣病を抱えながら働いていた。職業に関連した疾病では、塵肺や難聴などの職業病、手指の切断などの労働災害、熱中症などの急性障害などを経験しており、今まで適切な予防対策や職場の改善指導を受けてこなかったことが明らかになった。



打刃物の職人の安全と健康という意味では、ベルナルデノ・ラマティニ（イタリア人、産業医学の祖）が1700年に著した「働く人々の病気」の中で“鍛冶屋の病気”が取り上げられているのではないか。古くから鍛冶屋は産業保健の重要な職場であったはずである。ラマティニは火床（ほくば）から発生する有害ガスを問題にしたが、現在の鍛冶屋では、一部機械化（ベルトハンマーとグラインダー）による粉塵と騒音による健康課題が付け加わった。しかも、多くの土佐打刃物職人は零細規模の家族経営、すなわち、自営業という形態であるために、現状の労働衛生行政のサービス対象とはなりにくい。土佐打刃物の伝統と職人の安全と健康を守るためには、地域に根ざした、より包括的な産業保健サービスを展開していくことが必要不可欠なこととなる。

（高知大学医学部教授）

PCと労働

～相談と指導の経験から～



高知産業保健推進センター相談員

坪崎 英治

近々僅か十年ほどに過ぎない
短期間でありながら、日本での仕

事における道具としてのPC(パーソナルコンピューター)の普及の速度は、おそらく何人といえども予測不可能であったほどの、爆発的な速さでありました。

これ程の労働環境の変化は、その質、量、速度あるいは将来に至るまでの影響度の深さ、社会的な拡がりなど、どれをとっても空前絶後のものであり、今後も労働安全衛生上の最重要課題の一つとして取り組む必要があると思われま

す。一般的事務では殆どの場合一人一台の割合でPC利用の作業を行うようになってから既に数年を経ており、企業のトップから末端まで全ての人々が否応なしにPCを扱わざるをえない時代になっています。

この中にはあらゆる年齢とキャリアの人々が含まれており、身体上の条件も様々であり、当然このようなハイテク機器の習熟には適していない人々も含まれている筈であります。若く柔軟な適応力を持った人達においても、PC機器の使用は眼や頸肩のような肉体的健康や精神衛生上にも大きなストレスとして働いていることは論を待たずとも、従来には無かった新しいタイプの健康障害としてクローズアップされてきています。

このPCに係わる健康障害は、いまだ、作業者自身や監督する立場にある人々にも十分には認知されておらず、初歩的な予防策も講じられていないことが多く、深刻化しているケースもままあり、憂慮されるどころであります。

そこで筆者が長年産業医として携わってきた企業の事例や、産業保健推進センターの相談員として関わった例などから少し考えてみたいと思います。

VDTと健康障害

平成14年8月に小泉内閣のもとで健康増進法が新たに制定

され、それに次いで施行令と施行規則等が公布され、15年5月1日から施行・適用されました。しかし、同時期に改定された健康保険法の本人窓口負担料が2割から3割になるとのインパクトが大きく、影に隠れてしまいました。しかし、少子高齢化社会を迎えた日本においては、この法律の意義が大きいことは論を待ちません。

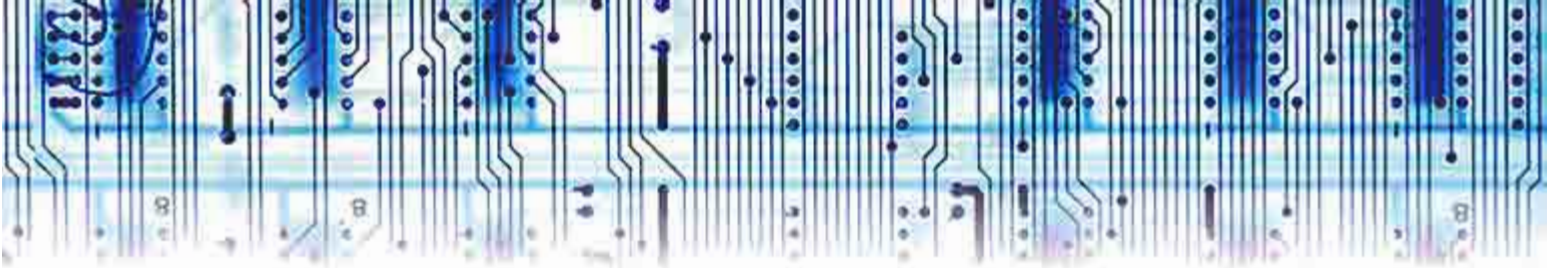
この法律に先立つ平成15年4月、厚労省は「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を発表し、以後、この新しいガイドラインに基づいて労働衛生管理を行うことを求めています。

だいぶ昔となりましたが、大型コンピューターが日本に導入され、データ入力のために典型的な単純繰り返し作業が初めて事務部門に登場しました。キーボードを操作するデータ入力作業は基本的には現在も同じですが、データ記録は現在の電子式ではなく紙テープに物理的に孔を開ける装置でしたので穿孔作業(パンチ作業)と言われ、従事者は穿孔作業員(キーパンチャー、打鍵作業員)といわれました。上肢を酷使するため手指や頸肩腕に強い痛みなどを伴う障害が起り、キーパンチャー健診なるものが実施されるようになりました。

また裁判所などに勤務している和文タイプ専従者なども健診の対象者でした。

新しいVDT健診指針では事務系のみならず、現場の労働者でもPCを使用する者は全員対象となりますので、飛躍的に人数は増えることとなります。

しかし、対象者を1日のPC使用時間と作業の種類から3グループにわけ、さらに眼・視力、頸肩腰、ストレス関連の3種の障害にターゲットを絞った問診表の応答状況から選別することにより、実際に健診の検査を受ける率は全体の10%以内になっています。



PC労働と 眼の負担

筆者が所属する健診機関での平成15年度の約3,000人を対象

としたVDT健診の結果を見ると、矢張り眼・視力にかかわる症状が最も多いようです。なかでも多いのが眼が疲れるという訴えでした。このなかには強度弱視や片眼が義眼とか、眼底出血の既往歴など本来PC作業を行うのに適さないケースもありましたが、大部分はPC作業時の、眼とモニター画面との間隔である50cmに焦点距離が合っていない、つまり老眼か遠視の場合でした。この場合は眼鏡の使用を勧めることとなります。既に眼鏡を使用中でも、焦点距離が適正でないときは、眼精疲労が招来されるようです。しかし、不可逆的、永続的な視力低下は無いようです。

眼が乾くというドライアイ症状も多いのですが、これは作業時にモニターを緊張して注視するため、目の瞬き回数が減るとか、エアコンの吹き出しが顔面に当たる位置での作業とかが原因となることが多いようです。瞬きを意識して増やすことと、点眼薬の使用も有効です。

PC労働と 頸肩や腰の負担

頸肩や腰の痛み、こり、しびれ、だるさなどの症状を有する者が

数%いましたが、症状がPC作業に特異的なものかどうか判然としない場合があります。PCがない通常デスクワークとのあいだに画然とした差がない場合と考えられます。

肩こりの原因が姿勢保持による負担や重力的負担にあるということを考えれば、筋力増強とか、血行を改善して疲労回復を促す栄養摂取や体操をするなどが基本的に重要になります。またPC用のアームレストを使用したり、あるいは腋の下の体壁に上腕を密着させるなどし

て、腕の重量を分散させることも必要です。

机上のPC近辺の空間を整理して確保し、そこに肘をつけて体重の負担を分散させたり、キーボードの向きを自由に変えることを可能にすることにより、PCに正対する身体の角度を固定せず、腰部の位置を小まめに変更することも腰痛対策に必要と考えられます。

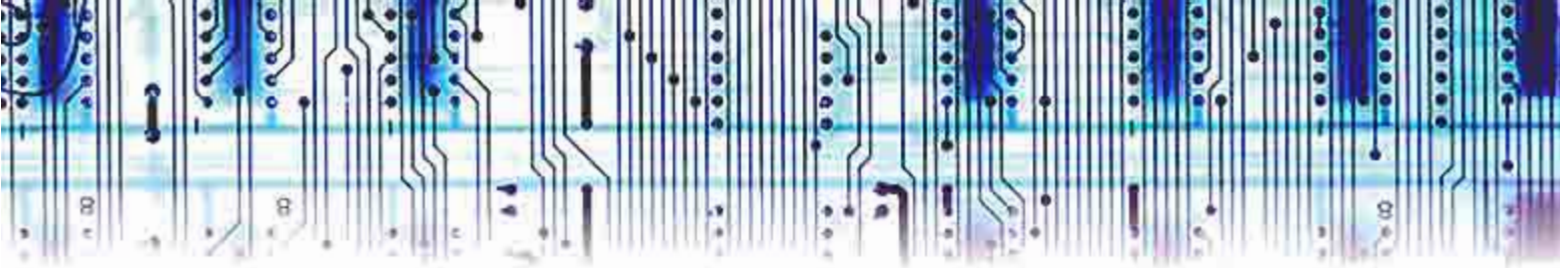
PC労働と ストレス

今回の改訂版
VDT健診指針には
不眠、イライラ感、頭痛

などストレス関連の問診をおこない、症状の強いケースにはカウンセリングを行うことが要求されています。その結果PC作業のなかにストレスの原因となっているネックが判明し、改善が見込めると判断される場合には健診医による指導をおこないます。しかしそれだけでは不足と考えられるときは、心療内科あるいは精神神経科医を受診するよう勧奨することとなります。

PC導入に伴うストレスの一つは、操作法に対する理解が不十分なため拒否反応を示し、イライラ、あせり、頭痛、不眠などの症状がでる場合があります。しかし、周辺にすぐ教えてくれる人がいるなど、支援態勢があり、また、習熟してくれば自信も出てきて、ストレス症状は次第に軽減する筈であります。





PC労働とPC依存症

コンピューターに過剰に適応する人達がいるようです。コンピュ

ーターの特性を考えると、人間の指示にたいして瞬時に反応してくれる即応性があり、これが絶対としてしまう時間感覚の歪みが心に生じて、反応の遅い生身の人間とのコミュニケーションに支障が生じるようになる場合があります。また一度教えたなら間違えない、疲れない、二者択一、失敗を許さないなどのコンピューターの論理が心地よくなり、それに染まりすぎて人間関係は更に悪くなる場合があります。

上記の特性もあいまってコンピューター作業では、仕事を完成した時の達成感が通常より大きい場合があります。このため上司の指示もないのに残業が増え、その結果疲労が蓄積しますが、眼に見える形で労働の成果がでるため、上司もストップを掛けられないことがあります。

筆者が相談を受けた例でも、連日の深夜にいたる無指示残業、日曜休日も合鍵を使って出社しサービス残業するようになったソフト・エンジニア(SE)のケースがありました。この人はある特殊作業のためのソフトウェアをつくる専門企業に所属するプログラマーでしたが、非常に高い専門能力をもち、仕事の成果も上がっていたため、経営者も当初は報酬もあげ是認していたようです。しかし、あまりにも長時間の残業や、日中の勤務時間に疲れたと称して来客用のソファでごろごろ寝ているなど、経営者に強い危機感を与えるほどになりました。このケースはテクノ依存症ともいうべき、コンピューターのもつ魔性(?)に一部由来しているとも考えられます。

経営者にはその辺を説明して理解してもらい、SEに与える仕事の内容を配慮することにより、再発を防ぐよう指導しました。

PCとソフトウェア技術者

左記の例のように、ソフトウェア技術者の受ける負担は、一般

の事務労働者のようにPCを単に作業の補助手段として用いる場合と異なり、量、質ともに大きく、なかには深刻なケースがあります。

しかし相談を受けたいいくつかの他のケースのSEの場合では、上述のようなテクノ依存症はむしろ少なく、共通するのは仕事の不規則性、長時間労働、心身の過労、追い込まれ状態などの過大な負担とか、ユーザーとの対人関係や、とくに制作費など金銭がらみの問題などが大きなストレスとなって生じる心身両面にわたる健康障害でした。

PC労働の負担改善策

健康診断だけでは職場の作業環境のどこがストレス反応を引

き起こす要因となっているのか知ることは出来ません。詳しいカウンセリングや作業内容の分析などにより、ネックとなっている作業条件をみつけ、改善を図る以外にとるべき途はないようにおもわれます。

(高知検診クリニック院長)

(参考文献)

1. カウンセリングの理論

国分康孝 誠信書房

2. VDT作業における労働衛生管理

厚生労働省安全衛生部労働衛生課編
中央労働災害防止協会

3. ソフトウェア技術者の職業性ストレス

藤垣裕子 労働科学研究所出版部

相談員一覧

産業医学		
高橋 淳二	高橋病院理事長	火曜日(第2・第4) 午後
森岡 茂治	地方職員共済組合高知県支部診療所所長	木曜日(第2・第4) 午後
甲田 茂樹	高知大学医科部教授	木曜日(第1・第3) 午後
熊野 修	永井病院理事	金曜日(第2・第4) 午後
坪崎 英治	高知検診クリニック院長	水曜日 午後
森木 光司	森木病院院長	火曜日(第1・第3) 午後
労働衛生工学		
門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	毎週火曜日・木曜日午前を3名でローテーションします。
中西 淳一	東洋電化工業(株)分析センター	
川村 清雄	(株)東洋技研	
メンタルヘルス		
伊藤 高	いとうクリニック院長	金曜日(第1・第3) 午後
労働衛生関係法令		
山本 秋廣	高知労働基準協会事務局長	月曜日 午前
カウンセリング		
森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	水曜日 午前
保健指導		
五十嵐恵子	高知県総合保健協会	第4月曜日 午後

産業保健相談員勤務表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第 一	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後		森木相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	甲田相談員 (産業医学)	伊藤相談員 (メンタルヘルス)
第 二	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後		高橋相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	森岡相談員 (産業医学)	熊野相談員 (産業医学)
第 三	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後		森木相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	甲田相談員 (産業医学)	伊藤相談員 (メンタルヘルス)
第 四	午前	山本相談員 (労働衛生関係法令)	労働衛生工学 相談員	森相談員 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
	午後	五十嵐相談員 (保健指導)	高橋相談員 (産業医学)	坪崎相談員 (産業医学)	森岡相談員 (産業医学)	熊野相談員 (産業医学)

※火・木曜日の労働衛生工学(午前中)に関しては、門田・中西・川村の3名でのローテーションとなっています。

年頭所感 2004年を迎えて

21世紀に入ってもう4回も新年を迎えたことになりました。世紀の変わり目は何か大きな期待と夢が膨らむ節目となり、新たな展開が期待される3年間でしたが、日本の経済はまだ多くの分野と局面で厳しい状況にあり、それが産業保健活動の停滞する言い訳にされているようであります。しかし、産業経済活動が活発であろうとなかろうとそれを支えるのはそれぞれの場面で役割を果たす人であり、そこで働く人、一人一人の健康と労働意欲と創造的閃きが産業を支え、発展させる基本的必要条件であります。

現在全国的な産業保健の大きなテーマとなっている例として、経済活動のグローバル化にともなう深刻な状況のなかで生まれてきた課題である長時間労働を柱とした「過重労働」問題、そして深刻な雇用状況や新たな労働負担や労働ストレス等を柱とした「メンタルヘルス」問題があります。いずれも正常な労働生活を障害するのみならず、過労死といわれる心筋梗塞や脳血管障害や自殺等致命的な結果をもたらすこともある健康障害問題として厚生労働省も対策に力を入れています。

「21世紀の日本では、すべての勤労者が、身体的・精神的・社会的に良好な状態を維持・増進でき、安全で健康的な職場環境において、その労働能力を最大限に発揮し、生き甲斐と満足感を持って働ける社会の実現が求められる。そのためには、それを目指した事業場あるいは行政のこれまで以上の取り組みが必要であるが、その基礎となる労働衛生研究が、産業現場における労働衛生上の課題とその動向の的確な把握の上で、効果的に展開される

ことが必須である。」
この文章は4年前に厚生労働省が発表した「21世紀の労働衛生研究戦略協議会報告書」の初めの部分にあります。すなわち、われわれに当てはめ

れば産業保健を推進する役割を担っている我々関係者は第一に「勤労者が良好な健康状態を保持して、安全で健康的な職場環境の中で労働能力を最大限に発揮し、生き甲斐と満足感をもって働くことができる。」ことを目標としなければなりません。第二にそのためには高知県においては高知県の産業保健の現状と課題をできるだけ多くの英知を集めて多角的に的確に把握し、具体的に明らかにすることです。第三にその課題を具体的に解決するために、産業保健の専門家集団・関係団体と医師会と県・市町村行政機関と事業主・経営者団体と労働団体および労働行政機関等の勤労者の健康に関係しているできるだけ多くの団体・組織を結集して、それぞれが持つ特性を生かして組織的に取り組むことが必要であります。

高知産業保健推進センターは上に示しました目標を目指して、心を新たにして一層努力する決意であります。そのためには産業保健専門家集団、医師会、県市町村行政機関、事業者団体、労働団体、労働行政機関等の関係団体の組織的なご理解とご協力が必須であります。



高知産業保健推進センター
所長

鈴木 秀吉



産科医 瀬戸 匠先生

か効果が見えにくいものですが、その時々
の職場の雰囲気や職員のニーズなども
反映しながら、日常の取り組みを地道
に積み重ねていくことで、職場のメンタ
ルヘルス意識の向上や、よりよい職場
の雰囲気作りを進めていきたいと思っ
ています。

小規模事業所のよさを生かして

私の職場は、職員全員が
顔見知りという小規模事
業所ですので、ひとりひと
りに応じたきめ細かな支
援が可能です。一方、保健
師は健康管理以外の業務も担当して
いますが、同じ職場に常時保健師がい
る安心感が強く、皆さん気軽に健康相
談の声を掛けてきてくれますし、私も
他の職員の方々と一緒に仕事をして
いくことから得られるものもたくさん
あるように感じています。一緒に仕事をしていて職
員の繁忙度や仕事の悩みも理解しやすいため、健康
相談活動では、積極的にこちらから声をかけ、小さな
健康問題にもきちんと向き合うよう心がけています。
今後は、こうした職場の状況をしっかり認識しながら、
職員の皆さんが生き生きと働ける職場を目指して、

今の自分を振り返ってみましょう

…チェックリストの縮小版…

より質の高い健康管理活動につながる取り組みを続
けていきたいと考えています。

最近

「ワンポイント・メンタルヘルス」
のテーマ

1. 深呼吸で脳と体をリラックス&リフレッシュ
2. 笑顔よ戻れ～精神科医療・土佐の高知で
考える～〈新聞記事より〉
3. 人間関係は3分の1ずつ
4. 育ての3条件
5. ストレス解消法いろいろ
〈雑誌「東洋経済」特集記事より〉
6. 傷つける言葉の自覚シート

重症急性呼吸器症候群 (SARS)について

高知県衛生研究所

今冬、高知に侵入してくるかも知れないSARSに備えて

世界数十カ国で広がりをを見せていたSARSですが、平成15年7月には、WHOが最後の感染地域であった台湾の指定を解除し、SARSの流行は一応終息しました。幸い、日本国内では現在に至るまでSARS患者は発生していません。しかし、冬場には再び流行する可能性も指摘されていること、また同時期に流行するインフルエンザと初期症状が似ていることから、医療現場で混乱を生じないよう、体制の整備を図る必要があります。このため高知県ではSARS侵入時対策の一環として検査体制の強化、対応マニュアルの作成、シミュレーション訓練などを行っています。

现阶段ではSARSは致死率が高齢者では50%を超えることもある恐ろしい病気です。また、一方、回復例

も多く、適切な防御策を講じることで、感染を防ぐことも可能と考えられます。感染を防ぐためSARSについてよく理解しましょう。



(SARS患者発生時の訓練)

SARS (Severe acute respiratory syndrome) とは

SARSは現在一類感染症に指定されています。

(新感染症→指定感染症→一類感染症)

○**初期症状** 38℃以上の急な発熱で発病し、その後せき、頭痛、悪寒戦りつ、食欲不振、全身倦怠感、下痢など、また、意識混濁などを起こすこともあります。伝播確認地域から帰国後、発熱、せき・呼吸困難の症状を認めた方は、必ず、先ず電話で保健所に相談して下さい。

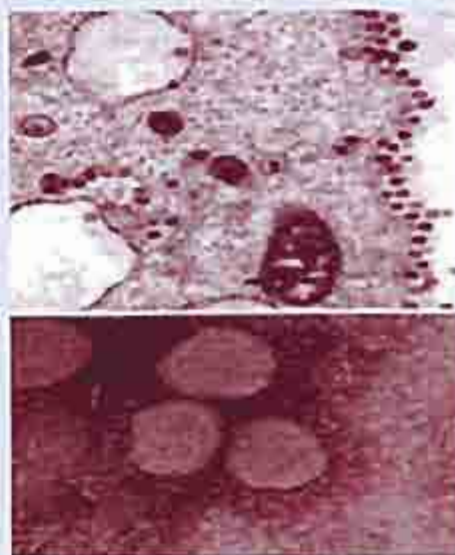
○**病原体および潜伏期間** 原因ウイルスは新型のコロナウイルスで、SARSコロナウイルスと呼ばれています。潜伏期間は、およそ2～7日で、最長10日と考えられています。帰国後、11日以上経って何の症状もなければ、発病の心配はありません。

○**感染経路** 主な感染経路は飛沫感染と考えられています。飛沫感染とは、患者さんが咳やくしゃみをした時のしぶきを吸入することによる感染です。このほか、接触感染も考えられています。接触感染とは、患者さんの分泌物、排泄物等に含まれるウイルスが付着した手で、目、鼻、口等を触ることによる感染です。これまでに、物、食品を介しての感染を示す証拠はありません。空気感染の可能性については否定的です。

○**診断** SARSの診断には、病原体検出や血清検査などのいわゆる実験室診断を行うことになります。しかし、SARSコロナウイルスの検査も現状では完全とは言えないことから、基本的には他の疾患の除外による診断となります。

○**治療法** 有効な治療法はまだ確立されていません。

とくに初期にはSARS以外の肺炎との鑑別が困難なので、一般の肺炎を対象として、抗生物質を中心とした治療を行うことになります。



(SARSコロナウイルス:提供CDC)

SARSの感染予防法について

健康の保持が大切です

体調が崩れると抵抗力が落ち、体にウイルスが侵入すると簡単に病気になってしまいます。バランスのよい食事、十分な睡眠や休養をとり、無理のない生活を心がけましょう。持病のある場合は、その病気の状態を知っておくことも大切です。定期的な受診を行いましょう。その他にSARS予防の効果が考えられるものとしては次のような標準的な予防法が上げられます。

○**うがい**:ウイルスの侵入を防ぐため、うがいをしましょう。うがい薬(イソジナール)を薄めた少量の消毒液でどの奥まで届くように行いましょう。水道水だけでも十分な効果があります。

○**手洗い**:接触感染防止のためには手洗いが最も重要です。感染を防止するための手洗いには、石鹸と流水、清潔なタオルが必要です。流水で手をぬらした後、手首より先の部分にまんべんなく石鹸を泡立てて洗います。指の間や周囲、爪の周囲などに洗い残しのないよう、気を付

けてください。その後、流水でていねいに洗い流し、清潔なタオルで水気をふき取ります。

○**マスク**:飛沫感染は患者の咳やくしゃみのしぶきに含まれるウイルスを吸い込むことで感染しますのでマスクの使用は有効です。しかし、一般のマスクでは完全な感染予防にはなりません。患者や感染者に接触する医療関係者は外科用マスクなどの着用が必要です。感染者からの飛沫粒子が目、鼻、口などの粘膜に付着するのを避けるにはゴーグルも有効です。仮に家族に感染の疑いがある人が出た場合は、マスクは、咳をしている患者が着用することはもちろんですが、患者の周囲にいる人が着用することも重要です。

○**家具などの消毒**:家庭や職場でのドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、電話機、コンピュータやエレベーターの昇降ボタンなどの消毒は消毒用エタノールが理想ですが、塩素系の家庭用漂白剤の50倍、100倍希釈液でも可能です。

SARSとインフルエンザ

SARSコロナウイルスについてはまだよく解っていませんが、一般にコロナウイルスは寒さや乾燥を好む性質があります。このことから、冬になると海外で再流行するのではないかとの懸念があります。現時点では、SARSにはワクチンや効果的な治療方法も無く、治療開始前に利用できる信頼性のある診断検査法もありません。一方、インフルエンザは、我が国では冬になると必ず流行し、多数の死者や重症例を引き起こしています。初期症状は発熱と呼吸器症状を生じ、SARSの場合と似ていて診断が難しく、医療現場で混乱が生じる可能性がある幾つかの疾患のうちの一つです。インフルエンザに関連した重症例と死亡例の殆どは、肺炎を含めた二次的な合併症のリスクが高い特定のグループの間で発生します。このようなグループには高齢者や基礎疾患を持った人などが含まれています。インフルエンザにはワクチンが有効であり、予防する最も有効な方法は、毎年インフルエンザの予防接種を受けることです。インフルエンザを予防し、SARSと間違えられる肺炎症例の数を減少させることが、今後、特に重要になると思われます。

高知県衛生研究所では今シーズンのインフルエンザの流行を予測するために抗体保有率の調査を行いました。その結果、乳幼児及び成人層と高齢者層で感染防御能を有する抗体保有率が低いことが明らかになりました。今年も例年のように1月に入るとインフルエンザの本格的流行が始まります。多くの県民のみなさんがワクチン接種を受けられ、抗体価を高めると共に、手洗いやうがい等に気を付けて、今年のインフルエンザの流行を最小限に抑えられることが期待されます。



(SARSウイルス検査・高知県衛生研究所)

SARSの発生に関する情報の収集

現在、SARSの流行は終息していますが、今冬にも再び流行が起これ、我が国に侵入してくるかも知れないと危惧されています。今後のSARSの発生状況については、提供・公開される情報について十分注意を払い、一定の流行が観測された場合には、注意喚起の呼びかけをおこなうとともに前記の予防法を心がける必要があります。

OSARS情報入手先

・高知県衛生研究所ホームページ

<http://www.med.net-kochi.gr.jp/eiken/>

・国立感染症研究所情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

・厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

・WHO

<http://www.WHO.int/en/>

・検疫所

<http://www.forth.go.jp/>

◎新たに流行地域が指定された場合は、流行が起きている地域から、帰国された方は、帰国後10日間は朝夕の体

温測定を実施し、各人の健康状態を確認して下さい。また、帰国後、10日間以内に発熱、せき、呼吸困難の症状が現れた方は、必ず、先ず電話で最寄りの保健所に相談して下さい。

○SARSの相談窓口(TEL)

・東部保健所 0887-34-3175

・中央東保健所 0887-53-3172

・高知市保健所 088-822-0577

・中央西保健所 0889-22-1247

・高幡保健所 0889-42-1875

・幡多保健所 0880-34-5120

・健康対策課 088-823-9677

*相談窓口の対応時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。

上記以外の曜日及び時間の医療機関への受診に関する相談については下記の電話で行っています。

・高知県SARS専用電話 088-824-0176

・高知市SARS相談電話 088-822-1121

行政情報 石綿含有製品の使用など、原則禁止

～改正労働安全衛生法施行令の概要～

製造等が禁止される有害物として、石綿を含有する製品のうち石綿セメント円筒など10品目を追加する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が、平成15年10月16日に、平成15年政令第457号として公布されました。

石綿は、耐熱性、耐腐食性、耐摩耗性等に優れた材料ですが、その粉じんを吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかになっています。このような重篤な健康障害を防止する観点から、石綿のうち特に有害性の高いアモサイトおよびクロシドライトについては、平成7年に労働安全衛生法施行令第16条の改正によりその使用等が禁止されました。

しかし、クリソタイル等その他の種類の石綿については他の材料による代替が困難だったことなどから使用等の禁止までは行

わず、特定化学物質等障害予防規則において、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等の暴露防止対策などによる管理の徹底が図られてきました。

厚生労働省において、近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、国民の安全確保等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で、学識経験者による検討が行われていました。その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令第16条が改正され、その使用などが禁止されることとなりました。

同令の施行は、平成16年10月1日とされています。

◎禁止される製品◎

石綿(アモサイトおよびクロシドライトを除く。)をその重量の1パーセントを超えて含有する以下の製品を製造、輸入、譲渡、提供又は使用してはならないこととなりました。

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 石綿セメント円筒 | ⑥ クラッチフェーシング |
| ② 押出成形セメント板 | ⑦ クラッチライニング |
| ③ 住宅屋根用化粧スレート | ⑧ プレーキバット |
| ④ 繊維強化セメント板 | ⑨ プレーキライニング |
| ⑤ 窯業系サイディング | ⑩ 接着剤 |

明るい職場の健康づくり

～高知地域産業保健センターの活動状況～



コーディネーター 小松 美男

当センターは、小規模事業所（従業員50人未満）の健康づくりを進めるため、平成5年10月に開設されました。その後、平成11年には、拡充センターとして位置づけられ現在に至っています。

発足時から3年間は、団体・事業所等へのPRが十分に行き届かなく、利用件数は、年間わずか10件程度と低迷していました。その後、若干の増加をみたものの到底目標値には達せず、その活性化を目指しセンター長（高知市医師会長）を長とする運営協議会で検討し、アンケート調査を実施することとなりました。

そこで、平成11年に県の協力を得て4,780事業所に対し調査票を送付し、473事業所から回答を得ました。

内容を分析、それに基づき事業所を個別に訪問しました。

併せてスタッフの充実と指導内容の見直しをはかることにより一転して利用者が急増し、平成14年度の実績は585件となりました。

これは全国的にみて相当上位にランクされると思われます。

一方、社会情勢を反映してか、最近長時間労働による相談者が増加する傾向にあり、注目しています。

今後、センター事業について多くの事業主、労働者の方々に理解をいただき、より一層活用して下されば、幸いです。



▲平成15年11月7日（株）四電工田井営業所において、高知大学医学部教授甲田茂樹先生により「生活習慣病の予防」をテーマにした講演が行われた。

業務内容

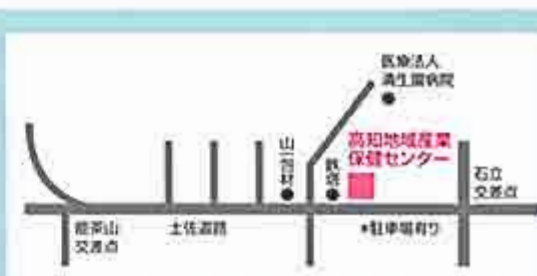
- 1 健康相談窓口の開設
- 2 個別訪問による産業保健指導
- 3 産業保健情報の提供

対象地域

高知市・土佐市・南国市・大豊町・本山町
土佐町・大川村・本川村・鏡村・土佐山村

窓口開設日時

- 毎週月・水・金曜日
- 第1・第4土曜日、第2・第4日曜日
- 第3・第4木曜日
- 10:00～16:00 ただし、月曜日は19:00まで
相談内容や指導内容については、秘密厳守します。
相談は無料です。



高知地域産業保健センター

高知市城山町207番地6 高知医師協同組合1F
TEL 088-833-1248 (FAX兼用)

トピックス

高知県産業安全衛生大会開催

今回で第37回となる高知県産業安全衛生大会（主催：高知県労働災害防止団体協議会 岡林忠起会長）が平成15年10月3日、県民

文化ホールにおいて開催され、県内の安全衛生担当者、関係者約400人が参加しました。

大会では他の模範と認められる優良事業場及び安全衛生の水準の向上発展に貢献をした個人に対する表彰や特別講演などが行われました。

最後に、労使が一層強力して労働災害の大幅減少、とりわけ死亡災害の撲滅並びに健康の確保・保持増進のために、自主的な安全衛生活動に積極的に取り組むことを誓い閉会しました。



平成15年度表彰のご紹介

大会において、産業保健に関係する表彰及び表彰披露された事業場等は下記のとおりです。



厚生労働大臣賞

安全衛生推進賞 …………… 伊藤孝慈
（高知労働局労災防止指導員）

高知労働局長賞

優良賞 …………… 株式会社大丸（健康の保持増進対策）
奨励賞 …………… 高知ダイヤサービス株式会社（健康の保持増進対策）
株式会社サクラレンタリース南国機材センター
（快適な職場環境の形成）
安全衛生推進賞 …………… 竹添修（高知労働局元チェーンソー取扱作業指導員）

高知県労働災害防止団体協議会長賞

優良賞 衛生の部 …………… 株式会社三翠園
四国計測工業株式会社高知工場
功績賞 …………… 田所孝（東洋電化工業株式会社）
西本正男（セイレイ工業株式会社高知工場）
出水登（（社）建設荷役車両安全技術協会高知県支部前副支部長）

「小規模企業の経営者のための産業保健マニュアル」を作成!

高知産業保健推進センターでは、従業員が50人未満の会社の経営者の方々に、従業員の健康を守るためにどのようなことを行わなければならないのかをQ&A方式でわかりやすく解説した「小規模企業の経営者のための産業保健マニュアル」を作成し、無料でお配りしています。

このマニュアルは、会社の産業保健活動を基本的なことから段階を踏んで進めていけるように、産業保健活動を9つのステップに分けて説明しています。ぜひこのマニュアルをお読みになり、従業員の健康管理に役立ててください。

なお、本マニュアルは当センターのホームページにも掲載しています。

協同組合・専門工事業組合・商工会議所
商工会・総合健康保険組合などに所属している

小規模企業の 経営者のための 産業保健マニュアル

このマニュアルは、協同組合、専門工事業組合、商工会議所、商工会、総合健康保険組合など、業界団体に所属している従業員50人未満の会社の経営者を対象に、従業員の健康を守るために必要な事項をご説明いただくためのものです。

高知県労働安全衛生推進センター



労働安全衛生推進センター
高知産業保健推進センター

無料

心の健康相談

を始めました。

[高知県地域労使就職支援機構]

産業カウンセラーが相談に応じています。

★相談内容 仕事上のストレスによる精神的な悩み、職場の対人関係の悩み等
労働者生活を通じての悩みに関する相談

★相談対象者 労働者本人とその家族

★プライバシー保持に配慮し、秘密を厳守します。

★ご相談はこちらへ

高知県地域労使就職支援機構

☎088-821-0003

高知市本町4丁目1-16 高知電気ビル7階

★相談前日までに電話でお申込み下さい。

受付時間 午前10時から午後3時まで

★相談日時

毎月第3木曜日 午前10時から午後4時まで

健康づくりフェア開催

健康づくり情報をわかりやすく提供することで「よさこい健康プラン21」の普及啓発を図り、県民一人ひとりが自らの健康づくりに関心を持ち実践をするきっかけとするため、平成15年11月2日～3日に高知県(健康増進課)主催による健康づくりフェア「健康グレードアップ大作戦」がイオン高知ショッピングセンターで開催されました。



ステージでは「もぐもぐモーニングいい朝のメッセージ」とおいしい絵手紙コンクールの表彰式、「ハハハ3きょうだいキャラクターショー」などが催され、各コーナーでは、かむ力の測定、体脂肪測定、禁煙相談、展示などが行われ、延べ約1200名が来場しました。



高知産業保健推進センターは、高知地域産業保健センターと合同で共催団体としてフェアに参加し、健康相談、喫煙対策相談、保健指導および骨密度測定を実施しました。



受賞作品のご紹介

◇いい朝のメッセージ◇

高知県知事賞 岩間麻子(兵庫県)

「妻から夫へのメッセージ」

夜、天使のように眠っていたことも達。
朝からすくに、元気いっぱい。
「おはよう」「おはよう」「おなかが空いた」
お皿をならべた食卓に、笑顔とおしゃべりの花が咲く。
ねえ、ふーくん。この景色、私達の宝物だね。

◇おいしい絵手紙◇

高知県知事賞 西村恵美(高知県)



産業医学研修会のご案内

◆概要◆

定員 30名(実地研修は20名。定員に達し次第締め切らせていただきます。)

申込期限 平成16年1月30日

受講料 無料です。

駐車場 ナカムラ精工(株)並びに当センターには駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにより申し込みください。

☆申込先 高知産業保健推進センター

電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151

住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

番号	日時・場所	研修内容・講師(予定)	単位(申請中)
①	2月19日(木) 14時30分～16時30分 ナカムラ精工(株)南国市片山39-7	事業場訪問による研修 鈴木秀吉(当センター所長) 門田義彦(当センター労働衛生工学相談員) 杉原由紀(高知大学医学部助手)	基礎実地又は 生涯実地 (職場巡視と討論2単位)
②	2月26日(木) 14時30分～17時 当センター研修室	過重労働による健康障害防止のための産業医研修 1.過重労働による健康障害の背景と対策 高知労働局担当官 2.過重労働と脳・心臓疾患の疫学 鈴木秀吉(当センター所長) 3.脳血管疾患、虚血性心疾患等の予防のための産業 医活動と事業者への助言指導 野崎士郎(愛媛労災病院 健康診断部部长)	基礎後期又は 生涯更新 (安衛法等0.5単位) 基礎後期又は 生涯専門 (健康管理2単位)

-----キリトリ線-----

産業医学研修会受講申込書

受講者 氏名			連絡先 電話番号		
受講票 送付先	住所				
	名称等				
<small>※送付先が勤務場所の場合、勤務先の名称及び部、課等の記入をお願いいたします。</small>					
産業医認定番号			資格 更新期限	年 月	
受講希望	番号	開催日			
		平成	年	月	日

産業保健セミナーのご案内

◆概要◆

定員 30名(定員に達し次第締め切らせていただきます。) また、受講者が少数の場合は、休講とすることもあります。その際は、受講希望者にご連絡いたします。

場所 当センター研修室

受講料 無料です。

駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送又はFAXにより申し込みください。

☆申込先 高知産業保健推進センター

電話 088-826-6155 FAX088-826-6151

住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

開催日時	研修テーマ・内容	講師(予定)
1月26日(月) 15時30分~16時30分	<p>☆健康診断結果の上手な生かし方☆</p> <p>健診結果には、さまざまな体の情報が記載されています。健診を受けたことに安心せず、健診結果をよく見てみましょう。生活習慣病の引き金となる動脈硬化や高血圧、糖尿病などは初期段階ではほとんど自覚症状がありません。体の変化をいち早く見つけるのに、健診は役立ちます。健診結果を生活の中に生かして、いきいきと暮らしましょう。</p>	五十嵐恵子 保健指導相談員

-----キリトリせん-----

産業保健セミナー受講申込書

事業場名 団体名			業種	
			労働者数	人
所在地			電話	
受講者	職名		職種(該当するものに○印をお願いします) ・産業医 ・事業主 ・保健師 ・看護師 ・労務管理担当者 ・産業保健機関 ・労働者 ・その他	
	氏名			
開催日		研修テーマ		
平成 年 月 日				

■ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の概要 ■

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

支給対象となる事業者

産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部または一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

支給申請時期

助成金の支給申請時期は、毎年4月から5月末までと10月末です。

助成金の支給額

助成金は、1の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該

医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。
※「常時使用する労働者数」とは、労働保険概算・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1か月平均使用労働者数とします。

助成金が支給される期間

助成金は、3か年度を限度として支給されますが、2年度目、3年度目についても、継続のための支給申請が必要です。

■ 自発的健康診断受診支援助成金のご案内の概要 ■

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

1 常時使用される労働者

自発的健康診断を受診する日前6か月の間に1か月当たり4回以上(過去6か月で合計24回以上)深夜業務に従事した方

2

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)の3/4に相当する額

上限 **7,500円**

- ※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。
- ※人間ドックにもご利用できます。
- ※助成は、各年度につき1回に限ります。
- ※労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。



高知産業保健推進センター

※受付は、毎日午前9時から午後5時(休日は、土、日曜日、祝日、年末年始)

〒780-0870 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL.088-826-6155 FAX.088-826-6151

高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



RESEARCH

助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。
◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金（費用の3/4、上限7,500円）を支給します。



SUBSIDY

ご案内図



**無料
です**

ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

労働福祉事業団

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-826-6155(代) FAX088-826-6151

■ホームページ

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

■Eメール

sanpo39@msf.biglobe.ne.jp